



佐賀県公報

(◎岳ば、県例規集に登載するもの)
平成16年11月10日(水曜日)第12531号

基づき、平成16年9月29日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。

平成16年11月10日

佐賀県知事 古川 康

- 権利者名
- " "
- " "
- " "
- " "

○ 次
△ 次
△ 次

△ 次
△ 次
△ 次

(農地整備課)

() 1
() 1
() 1
() 1
() 1

県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場Ⅳ期地区長倉換地地区の換地計画に基づき、平成16年9月29日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。

平成16年11月10日

佐賀県知事 古川 康

- 県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場Ⅳ期地区山の田換地区の換地計画に基づき、平成16年9月29日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。

平成16年11月10日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事 古川 康

県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場Ⅳ期地区滝の上換地区の換地計画に基づき、平成16年9月29日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。

平成16年11月10日

佐賀県知事 古川 康

- 県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場Ⅳ期地区滝の上換地区の換地計画に基づき、平成16年9月29日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。

平成16年11月10日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事 古川 康

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十一月十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発 行 定 日 每 週 月 水 金 曜 金 画 日
西 部 印 刷 企 画 (株)